

市区町村別集計項目(推進体制等)

宮城県	
市区町村数	35

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無 現在の状況	有			無 現在の状況	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)		計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係		計画策定の方法
						15	17	12				22				
4	100	仙台市	市民局 協働まちづくり推進部 男女共同参画課	1	1	1	1	仙台市男女共同参画推進条例	2003年3月14日	2003年4月1日	0	男女共同参画せんだいプラン2021	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
4	202	石巻市	復興政策部地域協働課	1	2	1	1	石巻市男女共同参画推進条例	2005年4月1日	2005年4月1日	0	石巻市男女共同参画基本計画(第4次)	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
4	203	塩竈市	市民安全課協働推進室	1	2	1	1	塩竈市しおがま男女共同参画推進条例	2007年9月28日	2007年9月28日	0	第2次しおがま男女平等・共同基本計画	2016年4月 ~ 2022年3月	1	1	
4	205	気仙沼市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	気仙沼市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日	0	第2次気仙沼市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
4	206	白石市	総務部企画政策課	1	2	0	0	白石市男女共同参画社会推進条例	2002年6月21日	2002年6月21日	0	白石市男女共同参画基本計画めざそうプラン第2次	2014年4月 ~ 2024年3月	0	1	
4	207	名取市	名取市企画部市民協働課	1	2	1	1				0	第三次名取市男女共同参画計画	2020年3月 ~ 2032年3月	1	1	
4	208	角田市	まちづくり政策課	1	2	0	0				0	角田市男女共同参画計画(第2次)	2019年4月 ~ 2026年3月	1	1	
4	209	多賀城市	多賀城市総務部地域コミュニティ課	1	2	0	0				0	第2次多賀城市男女共同参画推進計画「史都多賀城 共生と協働、総参画による市民総活躍推進プラン」	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	0	1	
4	211	岩沼市	さわやか市政推進課	1	2	1	1	岩沼市男女共同参画推進条例	2012年3月7日	2012年3月7日	0	岩沼市男女共同参画基本計画(第2次)	2019年4月1日 ~ 2023年3月31日	1	1	
4	212	登米市	市民生活課	1	2	1	1	だれもが生き生きと暮らせる登米市男女共同参画推進条例	2011年3月11日	2011年4月1日	0	第4次登米市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
4	213	栗原市	企画部市民協働課	1	2	1	1				0	第2次くりはら男女共同参画推進プラン	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
4	214	東松島市	東松島市総務部市民協働課	1	2	1	1	東松島市男女共同参画推進条例	2015年12月24日	2016年4月1日	0	東松島市男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ~ 2025年3月31日	0	1	
4	215	大崎市	宮城県大崎市市民協働推進部まちづくり推進課 男女共同参画推進室	1	1	1	1	大崎市男女共同参画推進基本条例	2008年3月7日	2008年4月1日	0	第3次大崎市男女共同参画推進基本計画	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
4	216	富谷市	市民協働課	1	2	0	1	富谷市男女共同参画推進条例	2005年3月1日	2005年4月1日	0	富谷市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2026年3月	1	1	
4	301	蔵王町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0	蔵王町男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2027年3月	1	0	
4	302	七ヶ宿町	ふるさと振興課	1	2	0	1				2					1
4	321	大河原町	企画財政課	1	2	0	0				0					0
4	322	村田町	まちづくり振興課	1	2	0	0				2					0
4	323	柴田町	まちづくり政策課	1	2	1	1	柴田町男女共同参画推進条例	2012年1月25日	2012年4月1日	0	第5次しばた男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
4	324	川崎町	町民生活課	1	2	0	0				0					0
4	341	丸森町	企画財政課	1	2	0	0				0					0
4	361	亘理町	企画課	1	2	1	0				2	亘理町男女共同参画基本計画(第3次)	2021年4月 ~ 2025年3月	1	1	
4	362	山元町	企画財政課	1	2	0	0				0					0
4	401	松島町	総務課総務管理班	1	2	0	0				0					0
4	404	七ヶ浜町	生涯学習課	2	2	0	1				0	しちがはま男女共同参画プラン[2018-2020](2021まで延伸)	2018年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
4	406	利府町	生活環境課	1	2	1	1				0	第3次利府町男女共同参画基本計画	2018年3月 ~ 2022年3月	1	1	
4	421	大和町	総務課	1	2	1	1	大和町男女共同参画推進基本条例	2005年3月11日	2005年4月1日	0	第4次たいわ男女共同参画推進プラン	2020年4月 ~ 2024年3月	1	1	
4	422	大郷町	総務課	1	2	0	0				0					0
4	424	大衡村	住民生活課	1	2	0	0				2					1
4	444	色麻町	総務課	1	2	0	0				0					0
4	445	加美町	企画財政課	1	2	1	1				0	第二次加美町男女共同参画プラン	2017年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
4	501	涌谷町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0					1
4	505	美里町	まちづくり推進課	1	2	0	0				0					0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例			男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)							
								有		無	有			無				
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況		
4	581	女川町	町民生生活科課	1	2	0	0											0
4	606	南三陸町	企画課	1	2	0	0				0	南三陸町男女共同参画計画	2018年4月 ~ 2026年3月	0	1			

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体								
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等			単独	複合	施設管理		事業運営					
						住所	電話番号	FAX番号			ホームページ	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他	
			3							0	3	1	2	0	1	2	0	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・パーク仙台		980-8555	宮城県仙台市青葉区一番町4-11-1 141ビル(仙台三越定禅寺通り館)5・6階	022-268-8300	022-268-8304	https://www.sendai-l.jp		○		○				○	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・ソーラ仙台		980-6128	宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル28階・29階	022-268-8041	022-268-8045	https://www.sendai-l.jp		○		○				○	
4	202	石巻市																
4	203	塩竈市																
4	205	気仙沼市																
4	206	白石市	白石市男女共同参画相談支援センター		989-0275	白石市字本町27番地	0224-22-6035	0224-22-6037	http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/10/20633.html		○	○				○		
4	207	名取市																
4	208	角田市																
4	209	多賀城市																
4	211	岩沼市																
4	212	登米市																
4	213	栗原市																
4	214	東松島市																
4	215	大崎市																
4	216	富谷市																
4	301	蔵王町																
4	302	七ヶ宿町																
4	321	大河原町																
4	322	村田町																
4	323	柴田町																
4	324	川崎町																
4	341	丸森町																
4	361	亘理町																
4	362	山元町																
4	401	松島町																
4	404	七ヶ浜町																
4	406	利府町																
4	421	大和町																
4	422	大郷町																
4	424	大衡村																
4	444	色麻町																
4	445	加美町																
4	501	涌谷町																
4	505	美里町																
4	581	女川町																
4	606	南三陸町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他		
			3							3	3	2	3	1	2	2	0	2	
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・パーク仙台	1987年3月30日	14	5	147,583	○	○		○		○	○				○	震災・復興の経験の継承
4	100	仙台市	仙台市男女共同参画推進センター エル・ソラー仙台	2003年5月23日	20	6	184,671	○	○	○	○	○	○	○				○	震災・復興の経験の継承
4	202	石巻市																	
4	203	塩竈市																	
4	205	気仙沼市																	
4	206	白石市	白石市男女共同参画相談支援センター	2002年8月1日	0	1	182	○	○	○	○								
4	207	名取市																	
4	208	角田市																	
4	209	多賀城市																	
4	211	岩沼市																	
4	212	登米市																	
4	213	栗原市																	
4	214	東松島市																	
4	215	大崎市																	
4	216	富谷市																	
4	301	蔵王町																	
4	302	七ヶ宿町																	
4	321	大河原町																	
4	322	村田町																	
4	323	柴田町																	
4	324	川崎町																	
4	341	丸森町																	
4	361	亶理町																	
4	362	山元町																	
4	401	松島町																	
4	404	七ヶ浜町																	
4	406	利府町																	
4	421	大和町																	
4	422	大郷町																	
4	424	大衡村																	
4	444	色麻町																	
4	445	加美町																	
4	501	涌谷町																	
4	505	美里町																	
4	581	女川町																	
4	606	南三陸町																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言				首長、自治会長等の状況													
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態	市 区 長 数	うち 女 性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女 性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女 性 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女 性 自 治 会 長 数	女 性 比 率 (%)
			2			14	1	7.1	19	0	0.0	21	0	0.0	21	1	4.8	4,466	241	5.4
4	100	仙台市				1	1	100.0	2	0	0.0							1384	167	12.1
4	202	石巻市				1	0	0.0	1	0	0.0							377	8	2.1
4	203	塩竈市				1	0	0.0	1	0	0.0							165	9	5.5
4	205	気仙沼市	2006年9月27日	男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							204	12	5.9
4	206	白石市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	0	0.0
4	207	名取市				1	0	0.0	2	0	0.0							156	12	7.7
4	208	角田市				1	0	0.0	1	0	0.0							93	0	0.0
4	209	多賀城市				1	0	0.0	1	0	0.0							46	2	4.3
4	211	岩沼市				1	0	0.0	1	0	0.0							77	4	5.2
4	212	登米市				1	0	0.0	1	0	0.0							302	4	1.3
4	213	栗原市				1	0	0.0	1	0	0.0							252	2	0.8
4	214	東松島市				1	0	0.0	2	0	0.0							70	2	2.9
4	215	大崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							363	5	1.4
4	216	富谷市				1	0	0.0	1	0	0.0							47	3	6.4
4	301	蔵王町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
4	302	七ヶ宿町										1	0	0.0	1	0	0.0	7	0	0.0
4	321	大河原町										1	0	0.0	1	0	0.0	41	1	2.4
4	322	村田町										1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
4	323	柴田町	1998年6月17日	柴田町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
4	324	川崎町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
4	341	丸森町										1	0	0.0	1	0	0.0	98	0	0.0
4	361	亘理町										1	0	0.0	1	0	0.0	69	1	1.4
4	362	山元町										1	0	0.0	1	0	0.0	24	0	0.0
4	401	松島町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
4	404	七ヶ浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	35	0	0.0
4	406	利府町										1	0	0.0	1	1	100.0	25	2	8.0
4	421	大和町										1	0	0.0	1	0	0.0	62	2	3.2
4	422	大郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
4	424	大衡村										1	0	0.0	1	0	0.0	14	0	0.0
4	444	色麻町										1	0	0.0	1	0	0.0	25	2	8.0
4	445	加美町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	0	0.0
4	501	涌谷町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	2	6.9
4	505	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	66	0	0.0
4	581	女川町										1	0	0.0	2	0	0.0	33	0	0.0
4	606	南三陸町										1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5

<選択肢回答>
 男女共同参画に関する宣言
 宣言の形態
 1 首長声明
 2 議会の議決
 3 庁内連絡会議の決定
 4 その他

調査時点コード		1	2021年4月1日	2	その他																											
都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲					地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		調査時点コード							
			目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	うち女性委員比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	うち女性委員比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	うち女性委員比率(%)	総委員数	うち女性委員数	うち女性委員比率(%)	総委員数	うち女性委員数	うち女性委員比率(%)	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	
			(%)																													
		小計			853	726	10,399	3,091	29.7																							
4	100	仙台市	2023年度末までに40%を達成し、さらに向上を図る		139	138	1,940	698	36.0	1. 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより仙台市が設置する附属機関 2. 有識者等の意見を聴き、行政運営に反映させることを主な目的として、規則、要綱等により仙台市が設置する協議会のうち、以下の①～⑤を主たる活動内容として設置されるもの又は委員が市職員のみで構成されるものを除く。①職員の研修、教育 ②広地 ③関係機関等との連絡調整 ④個人や団体の表彰に係る審査 ⑤イベントの実施や啓発等	69	69	1,280	451	35.2	6	5	42	9	21.4	40	7	17.5	41	8	19.5	2	2021年3月31日	2	2021年3月31日	1	
4	202	石巻市	40.0	2026年3月	78	62	932	245	26.3	地方自治法(180条の5)に基づく審議会	38	34	652	190	29.1	6	3	59	7	11.9	66	12	18.2	67	12	17.9	1	1	1			
4	203	塩竈市	35.0	2022年3月	28	24	246	73	29.7	地方自治法(202条の3)に基づく審議会 要綱・要領・規則等に基づき設置された審議会・委員会	23	21	223	67	30.0	5	3	23	6	26.1						1	1	1				
4	205	気仙沼市	35.0	2027年3月	35	29	541	128	23.7	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会 法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 法律又は条例により設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)	30	26	515	123	23.9	5	3	26	5	19.2	36	1	2.8	37	1	2.7	1	1	1			
4	206	白石市	40.0	2024年3月	53	47	581	151	26.0	条例、規則等により設置されている懇談会、会議等	28	25	320	68	21.3	5	4	26	7	26.9	0	0		34	1	2.9	2	2021年3月1日	2	2021年3月1日	2	2021年3月1日
4	207	名取市	35.0	2032年3月	32	30	431	136	31.6	地方自治法第180条の5、202条の3に基づく審議会等、その他法律・条例により設置されている委員会等	27	26	403	128	31.8	5	4	28	8	28.6				31	1	3.2	1	1	1			
4	208	角田市	45.0	2026年3月	31	24	388	87	22.4	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく執行機関及び執行機関の附属機関	26	21	361	82	22.7	5	3	27	5	18.5	25	3	12.0	26	3	11.5	1	1	1			
4	209	多賀城市	30.0	2030年3月	21	20	242	61	25.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等 法律、政令、条例、要綱により設置されている審議会、委員会、会議等 (地方自治法第202条の3、第180条の5、左記に該当しない法律や要綱等)	21	20	242	61	25.2	5	3	25	6	24.0				28	3	10.7	1	1	1			
4	211	岩沼市	50.0	2023年3月	45	42	538	172	32.0	地方自治法(180条の5、202条の3)に基づく審議会等並びに要綱等により設置している審議会等	28	27	341	125	36.7	5	3	35	4	11.4				30	1	3.3	1	1	1			
4	212	登米市	40% 女性委員が いる各種審 議会等の割 合は100% が目標	2026年3月	54	38	769	180	23.4	地方自治法(180条の5、202条の3)に基づく審議会等並びに要綱等により設置している審議会等	23	17	372	101	27.2	5	4	39	8	20.5	32	0	0.0	33	0	0.0	1	1	1			
4	213	栗原市	30.0	2027年3月	32	24	514	129	25.1	地方自治法第180条の5及び地方自治法第202条の3	27	20	454	121	26.7	5	4	38	7	18.4	49	2	4.1	50	2	4.0	1	1	1			
4	214	東松島市	35.0	2020年3月	70	47	618	158	25.6	1.地方自治法第180条の5に基づく委員会 2.地方自治法第202条の3に基づく審議会 3.東松島市の条例に基づく審議会・委員会	53	45	633	157	24.8	5	3	28	4	14.3	35	2	5.7	36	2	5.6	1	1	1			
4	215	大崎市	40.0	2024年4月	40	35	842	233	27.7	法律・条例による審議会等(附属機関) (地方自治法第202条の3)	40	35	842	233	27.7	5	4	42	13	31.0				57	4	7.0	1	1	1			
4	216	富谷市	2025年度まで50%維持		25	25	233	120	51.5	・法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) ・法令条例で設置されている審議会等(地方自治法第202条の3)	20	20	213	113	53.1	5	5	20	7	35.0						1	1	1				
4	301	蔵王町								16	12	183	31	16.9	5	2	36	4	11.1	15	3	20.0	16	3	18.8	1	1	1				
4	302	七ヶ宿町								12	10	154	26	16.9	5	4	19	5	26.3	20	1	5.0	21	1	4.8	1	1	1				
4	321	大河原町								14	11	159	40	25.2	5	3	28	6	21.4							1	1	1				
4	322	村田町								12	11	139	30	21.6	5	4	21	7	33.3	17	0	0.0	18	0	0.0	1	1	1				
4	323	柴田町	35.0	2026年3月	26	24	201	77	38.3	地方自治法(180条の5、202条の3)に基づく審議会等並びに要綱等により設置している審議会等	16	16	127	50	39.4	5	3	22	5	22.7						1	1	1				
4	324	川崎町								16	11	178	40	22.5	5	3	25	5	20.0	23	2	8.7	24	2	8.3	1	1	1				
4	341	丸森町								18	16	170	55	32.4	5	2	24	3	12.5							1	1	1				
4	361	真理町								13	9	162	34	21.0	5	3	29	4	13.8	30	4	13.3	30	4	13.3	1	1	1				
4	362	山元町								20	20	266	97	36.5	5	3	33	7	21.2	39	5	12.6	39	5	12.6	1	1	1				
4	401	松島町								22	17	229	44	19.2	5	3	28	5	17.9	17	0	0.0	18	0	0.0	1	1	1				
4	404	七ヶ浜町								11	11	121	35	28.9	5	3	26	4	15.4						19	3	15.8	1	1			
4	406	利府町	40.0	2023年3月	28	26	284	89	31.3	地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基づく附属機関、附属機関に準じて要綱等により設置した懇談会等	16	16	141	52	36.9	5	3	26	5	19.2						1	1	1				
4	421	大和町	30.0	2024年3月	37	28	340	79	23.2	法律若しくはこれに基づく政令または条例に基づき設置された審議会等	28	24	316	73	23.1	5	4	24	6	25.0	25	2	8.0	26	2	7.7	1	1	1			
4	422	大郷町								16	12	149	32	21.5	5	2	24	3	12.5	19	2	10.5	20	2	10.0	1	1	1				
4	424	大衡村								18	12	152	34	22.4	5	3	25	6	24.0	13	0	0.0	14	0	0.0	1	1	1				
4	444	色麻町								13	12	116	38	32.8	5	3	25	7	28.0	22	2	9.1	23	2	8.7	1	1	1				
4	445	加美町	40.0	2025年3月	24	22	329	139	42.2	地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基づく審議会等	17	16	258	115	44.6	5	4	33	7	21.2						1	1	1				
4	501	涌谷町								17	11	184	32	17.4	5	3	24	6	25.0				24	0	0.0	1	1	1				
4	505	美里町	30.0	2022年3月	44	31	311	110	35.4	地方自治法(第180条の5)に基づく行政委員会及び地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	29	28	279	100	35.8	5	3	29	5	17.2				25	2	8.0	1	1	1			
4	581	女川町								17	16	178	57	32.0	4	3	13	4	30.8	21	2	9.5	22	2	9.1	1	1	1				
4	606	南三陸町	30.0	2026年3月	11	10	119	26	21.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	11	10	119	26	21.8	5	2	22	2	9.1	22	2	9.1	23	2	8.7	1	1	1			

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 県	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の孤立支援体制に関する調査																		
			問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を旨)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、2.2014年度以前、2.2015年度以降	問3 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後休業期間は、次のうちどれか。	問4 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な産前産後休業期間の明記はあるか。	問5 問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休業期間の軽減については減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い											
コ ロ ニ イ ド	名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
		13	1の合計	32	3	0	25		0		26	26	26	26	25	23					
		4	2の合計	0	29	25	7		32		4	5	6	6	9	4					
		6	3の合計	3		7	0		0		0	0	0	0	0	0					
		12	4の合計	0							5	4	3	3	1	7					
4100	仙台市	1	仙台市議員旧姓使用取扱要綱 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない文書等であつて、勤務局長が指定するものについて、旧姓を使用することができる。 (1)法令等の規定に抵触するおそれがあるもの (2)公権力の行使に当たる行為に関するもの (3)職員としての身分に関するもので、対外的に使用するもの (4)職務の遂行又は事務処理において紛解又は混乱を生じさせるおそれがあるもの	仙台市議会	1	1	3	2						1	1	1	4				
4202	石巻市	3		石巻市議会	1	1	2	1	石巻市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1				
4203	塩竈市	1	塩竈市旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、塩竈市の一般職の職員(以下「職員」という。)、が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「発端等」という。))により戸籍上の氏名を変更し(後引発端等変更事由(以下「旧姓」という。))を職務上において使用する場合の手続等に關し、必要な事項を定めるものとする。 (令23行訓31-1(一部改正)) (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務の遂行又は事務処理上、紛解や混乱を生ずるおそれのある場合を除き、市の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。 (承認の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請者」という。))は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書(様式第1号)を所属長を経由して市民総務部総務課長に提出しなければならない。 (承認等) 第4条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して申請者に通知するものとする。 (家庭の取組) 第5条 市長は、旧姓の使用が職務の遂行又は事務処理において支障があると認めるときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。 (中止届) 第6条 第4条第1項の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)により所属長を経由して市民総務部総務課長に届け出なければならない。 2 前項の届出を行った職員は、当該届出を行った日以後、戸籍上の氏名を使用する。 (平23行訓31-1(一部改正)) (責務) 第7条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たつて、常に氏名、職員等に該職員の混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市民総務部総務課長が定める。	塩竈市議会	1	2	2	1		塩竈市議会会議規則 【会議】第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 【委員会】第38条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	4

都 道 区	市 区	市 区 町 村 名	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の孤立支援体制に関する調査														
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8							
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で、1.を選択した場合、休暇期間の範囲について議会の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の孤立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定がないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
			1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で、1.を選択した場合、休暇期間の範囲について議会の規定はあるか。 2. なし 3. その他	その他具休事例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
4205	気仙沼市	3		気仙沼市議会	1	2	2	1	気仙沼市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。 (欠席の届出) 第91条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。	2		1	1	1	1	1	1	1
4206	白石市	3		白石市議会	1	2	2	1	白石市議会会議規則第2条第2項及び第99条第2項 議員(委員)は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長(委員長)に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	
4207	名取市	1	名取市職員旧姓使用取扱要綱 ○名取市職員旧姓使用取扱要綱 平成30年7月31日 名取市告示第128号 (趣旨) 第1条 この要綱は、名取市の一般職の職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁結その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を変更した後も、引き続き変更前の氏(以下「旧姓」という。)を職務上において使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用できる文書等) 第2条 職員は、職務遂行上又は事務処理上、関係や混乱を生ずる恐れのある場合を除き、市の内部で使用する文書等で別表に掲げるものにおいて、旧姓を使用することができるものとする。 (承認の申請) 第3条 旧姓を使用しようとする職員(以下「申請者」という。)は、あらかじめ任命権者に申請しその承認を受けなければならない。 2 前項の承認を受けようとする場合は、旧姓使用申請書を所屬長を經由して任命権者に提出しなければならない。 (承認等) 第4条 任命権者は、前条の規定による申請があった場合において、職務の遂行又は事務処理において支障がないと認めるときは、当該申請に係る旧姓の使用を承認するものとする。 2 任命権者は、前項の規定により旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書により、所屬長を經由して申請者に通知するものとする。 (承認の取消し) 第5条 任命権者は、旧姓の使用が職務の遂行又は事務処理において支障があると認めるときは、前条第1項の承認を取り消すことができる。 (中止届) 第6条 第4条第1項の承認を受けて旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届により所屬長を經由して任命権者に届け出なければならない。	名取市議会	1	2	2	1	名取市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総務 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第2章 委員会 第1節 総務 (欠席の届出) 第81条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1	

都 道 府 県	市 区 町 村	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の獨立支援体制に関する調査																	
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8										
			議員の出席を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. あり 2. なし 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	議員の仕事と生活の獨立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
コ ロ シ イ ド	名取市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名																
	4207	(責務) 第7条 所屬長は、所属議員の旧姓の使用に關し適切な運用が図られるように努めなければならない。 2 旧姓を使用する議員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に騒音や混乱が生じないように努めなければならない。 (委任) 第8条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、別に定める。 附 則 この各示は、各示の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 別表(第2条関係) 1 職員名簿 2 各課等配置図 3 出勤簿 4 事務分指表 5 職員証 6 年次支給休暇届 7 名取市議員の勤務時間、休暇等に関する規程で定める様式 8 職務に専念する義務の免除届 9 営利企業等への従事に関する許可申請書 10 担当事務引継書 11 誓約書 12 文書の開示、決裁、供覧に係る氏名及び押印 13 その他法令等に基づかない文書で任命権者が認めるもの	角田市議員旧姓使用取扱要領	角田市議会	1	2	2	1												
	4209	角田市	1	角田市議会	1	2	2	1	角田市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出席のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										
	4209	多賀城市	3	多賀城市議会	1	2	2	1	多賀城市議会議規則 (欠席の届出) 第2条 第2項 2 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席日の後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										
	4211	岩沼市	3	宮城県岩沼市議会	1	2	2	1	岩沼市議会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席日の後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ※第2条第2項も同様の内容(「議員」を「委員」、「議長」を「委員長」と読み替え)	2										4
	4212	登米市	1	登米市議会	1	2	2	1	登米市議会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出席予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出席日の後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2										1

都 道 区	市 区	町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の孤立支援体制に関する調査													
				期1	期2	期3	期4	期5	期6	期7	期8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	期1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	期1で、1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	期1で、1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	期4で、1.を選択した場合、休職期間の範囲について議会の規定はあるか。	期5で、1.を選択した場合、休職期間の範囲について議会の規定はあるか。	期6で、1.を選択した場合、休職期間の範囲について議会の規定はあるか。	期7で、1.を選択した場合、休職期間の範囲について議会の規定はあるか。	期8で、1.を選択した場合、休職期間の範囲について議会の規定はあるか。					
			1. 明記した規定があり、左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間より短い 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
			富谷町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、町長の承認を受けて、専ら職員の職で使用している文書、経費文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	富谷市議会		1	2	1	2								
			蔵王町職員旧姓使用取扱要綱第3条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の職で使用している文書、経費文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	蔵王町議会		1	2	1	2								
				七ヶ宿町議会		1	2	2	1								
				大河原町議会		1	2	2	1								
				村田町議会		1	2	2	1								
				柴田町議会		1	2	2	1								
				川崎町議会		3											
				丸森町議会		1	2	3	2								
				宮城県亶理町議会		3											
				山元町議会		1	2		3								
				松島町議会		1	2	2	1								

都 道 府 市 区 村 町 支 庁 名	市 区 村 町 支 庁 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の独立支援体制に関する調査																		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問4で1.を選択した場合、休暇期間の範囲について議員の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、休暇期間の範囲について議員の規定はあるか。	問7で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い										
1. 明記した規定があり、認められている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合当該部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1 明記した規定がある。 2 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
4501	浜谷町	4		浜谷町議会	1	2	2	1	浜谷町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
4505	奥里町	2		奥里町議会	1	2	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
4581	女川町	4		女川町議会	1	2	2	1	(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のために出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (請願書の記載事項等) 第8条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない	2					1	1	1	1	1	1	1
4606	南三陸町	4		南三陸町議会	1	2	2	1	南三陸町議会会議規則 (第2条第2項) 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)の前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	

調査時点	議会開催は2021年7月1日(その他2021年4月1日)
------	------------------------------

都 市 区 市	区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に限らず)も以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通報又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組も予定である。 3. 行っておらず、今後取組も予定もない。	に1 関、 定すハ 等ラ 規ス が定メ アヘン 倫ト 理防 規止	す2 る、ハ を議ハ 設ラ 向ス けメン ト相 互に 意に 口開	に3 関、 すハ 行ラ つ議 スで 員メ イ向 け研 防修 止	4 そ 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組も予定である。 3. 行っておらず、今後、取組も予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、運用に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
		0	0	6	5	0	0	0		1	3			5	
		0	0	4	0	0	0	0		2	5			29	
		0	1	25	0	0	1	0		32	0			21	
		35	34	0	0	0	0	0		0	27				
4	100	仙台市	4	4	3						3	2		1	市民局防災実施計画 市民局が実施する非非常時優先業務は以下のとおりである。 (中略) 仙台市男女共同参画推進センター内に、女性支援センターを設置して女性相談を実施するとともに、同センターを運営する公益財団法人さんぽい男女共同参画推進センターは、被災女性のニーズの把握に努め、NPO団体等との連携を図りながら、必要な対応を行う。
4	202	石巻市	4	4	1	1			石巻市議会議員政治倫理条例 第4条 (6) 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為、その他の人権侵害のおそれのある行為をしてはならない。	3	2			2	
4	203	塩竈市	4	4	3					3	4			2	
4	205	気仙沼市	4	4	3					3	4			2	
4	206	白石市	4	4	3					3	2			2	
4	207	名取市	4	4	1	1			名取市議会議員の政治倫理に関する条例 第3章議員の政治倫理基準等 第7条 3 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、若しくは圧力をかけ、又はセクシャル・ハラスメント(他の者が不快に感じる性差な言動又は行為をいう。)その他人権を侵害するおそれのある行為をしてはならない。	3	4		2		
4	208	角田市	4	4	3					3	1			2	角田市議会議員の選任等に関する規定 (通称名等の使用の申請等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は略称等により戸籍の氏を改める前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用申請書(様式第1号)を議長に提出し、承認を受けなければならない。 2 議長は、前項の規定による申請書を受理したときは、申請の可否を決定し、通称名等使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により、当該議員に通知するものとする。 3 第1項に規定する通知書については、市議会議員一般選挙後初議会の開幕日まで(補欠選挙の場合は、当該選挙後任期開始日まで)の間においては、議会議務局長が別に定められた日までに議会議務局長に提出するものとする。
4	209	多賀城市	4	4	3					3	4			1	地域防災計画 地域対策編 第3章 災害応急対策編 第12節 避難所の開設・管理 第4 避難所の環境維持 5 男女共同参画 (1) 避難所運営への女性の参画促進 市は、避難所の運営において、男女を問わず参加する機会を確保するとともに、女性の参画を推進する。 (2) 多様なニーズの適切な配慮 市は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティのニーズの違い等多様な視点に配慮する。 特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別トイレの確保等、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用リアアの設置又は専用避難所・協議会の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、安全性の確保など、女性や子育て要請のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 (3) 運営参加者(自治組織)への配慮 市は、避難所が運営に参加する場合は、固定的な性別役割分担意識にふたるとく、避難所の自主性を尊重するとともに、役割の固定化により、一部の避難者に負担が偏らないよう配慮する。

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する方針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。		
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	1. 位置づけられた規定がある。	2. 位置づけられていない。		3. その他(不明等)	
	111	4	4	3	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。	問15で、1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	その他内容				
	4211	4	4	3											
	4212	4	4	2											
	4213	4	4	3								1			
	4214	4	4	3								1			
	4215	4	3	1		3						2			
	4216	4	4	3								2			
	4301	4	4	3								2			
	4302	4	4	3								3			
	4321	4	4	1	1				大河原町議会政治倫理条例 第4条8号 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合があっても、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント及びその他の他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。				3	4	2
	4322	4	4	3									3	4	2
	4323	4	4	3									3	4	2
	4324	4	4	3									3	4	2
	4341	4	4	3									3	4	2
	4361	4	4	3									3	4	2
	4382	4	4	2									2	4	2
	4401	4	4	2									3	4	2
	4404	4	4	2									3	4	2
	4406	4	4	3									3	4	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当館局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選じた場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選じた場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選じた場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。			
	川崎市	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。 2. 授乳室に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 1. 間定するを 2. 2. 間定するを 3. 3. 間定するを 4. 4. 間定するを	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
4	421 大和町	4	4	1	1			3	1		2		
4	422 大郷町	4	4	3				3	4		2		
4	424 大聖村	4	4	3				3	4		2		
4	444 色麻町	4	4	3				3	1		2		
4	445 加美町	4	4	1	1			3	4		2		
4	501 湯谷町	4	4	3				3	4		2		
4	505 奥重町	4	4	3				3	4		2		
4	581 女川町	4	4	3				3	4		2		
4	606 南三陸町	4	4	3				3	4		2		